

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 17 | 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 後期高齢者医療に関する業務 |
| ②事務の概要 | <p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 被保険者としての資格異動(年齢到達、転入、死亡、転出等)に該当する住民異動情報の管理2. 資格が異動した被保険者の情報管理3. 保険料及び医療費負担区分の異動に該当する被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理4. 保険料異動情報の管理5. 保険料期割額情報の作成及び管理6. 特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信7. 簡易申告、基準収入額申請、障害認定申請、送付先変更届等の受理および情報管理8. 資格情報証明書類の交付、納付書等の送付9. 保険料の納付情報の管理10. 保険料の還付情報の管理11. その他各種給付関係申請等の受付及び広域連合への送付 |
| ③システムの名称 | <ol style="list-style-type: none">1. 後期高齢者医療システム2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム3. 住民基本台帳ネットワークシステム4. 宛名管理システム5. 統合宛名システム6. 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| <ol style="list-style-type: none">1. 後期高齢者医療加入者情報ファイル2. 後期高齢者医療収納情報ファイル3. 後期高齢者医療滞納情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの</p> <p>(1)番号法 ・第9条第1項 別表 85の項</p> <p>(2)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 12の項 ②番号利用条例施行規則 ・第28条</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定 |

| | |
|---------|---|
| ②法令上の根拠 | <p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる」とされているもの。</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (2.3.6.13.42.48.56.65.69.83.87.115.125.131.158.161.164.165.166.173の項) 【情報照会の根拠】 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(115,117の項) 第19条第9号</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p> |
|---------|---|

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|-----------------|
| ①部署 | 国民健康保険課、債権管理課 |
| ②所属長の役職名 | 国民健康保険課長、債権管理課長 |

6. 他の評価実施機関

| | |
|---|--|
| — | |
|---|--|

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|---|
| 請求先 | 〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通) |
|-----|---|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|---|
| 連絡先 | 〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 健康医療部 国民健康保険課 後期高齢医療係 079-427-9388(直通) |
|-----|---|

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

| | |
|--------|--|
| 適用した理由 | |
|--------|--|

II しきい値判断項目

1. 対象人数

| | |
|------------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>[10万人以上30万人未満]</p> |
|------------------|---|

| | | |
|--|------------|------------------------------|
| | | 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | | 令和6年10月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | | 令和6年10月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

| |
|----------------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

Ⅳ リスク対策

| | | |
|---|-----------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アク... | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている |

| | | |
|---|---|--|
| <p>権限のない職員等によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[] 十分である</p> | <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない</p> | | |
| <p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p> | <p>[] 十分である</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない</p> | | |
| <p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[] 十分である</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)</p> | | |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[] 十分である</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[] 十分である</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> | | |
| <p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</p> | <p>[] 十分である</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない</p> | | |
| <p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か</p> | <p>[] 十分である</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>判断の根拠</p> | <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管。 | |
| <p>9. 監査</p> | | |
| <p>実施の有無</p> | <p>[<input type="radio"/>] 自己点検</p> | <p>[<input type="radio"/>] 内部監査</p> <p>[] 外部監査</p> |
| <p>10. 従業者に対する教育・啓発</p> | | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>従業者に対する教育・啓発</p> | <p>[十分に行っている]</p> | <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| <p>11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する</p> | | |
| <p>最も優先度が高いと考えられる対策</p> | <p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p> | |
| <p>当該対策は十分か【再掲】</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>判断の根拠</p> | <p>業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。また、権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。</p> | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|-----------|
| 平成28年1月28日 | I 関連情報-1. 特定個人情報を取り扱う事務-③システムの名称 | 5. 統合宛名システム 6. 中間サーバー | (削除) | 事前 | - |
| 平成28年1月28日 | I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠 | 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)、番号法別表第一の主務省令で定める事務(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、別表第一省令という)又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができるとされているもの | 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの | 事後 | - |
| 平成28年1月28日 | I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠 | (1)番号法 ・第9条第1項 別表第一 59の項 (2)別表第一省令 ・第46条(第5項を除く) (3)①番号法 ・第9条第2項 ②番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例 | (1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 59の項 (2)別表第1省令 ・第46条(第5項を除く) (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 12の項 ②番号利用条例施行規則 ・第28条 | 事後 | - |
| 平成28年1月28日 | I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-①実施の有無 | 実施する | 実施しない | 事後 | - |
| 平成28年1月28日 | I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠 | 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令という)又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの | (削除) | 事前 | - |
| 平成28年1月28日 | I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠 | (1)番号法 ・第19条第7号 別表第二(80、81、82、83の項) (2)別表第二省令 ・第43条 (3)①番号法 ・第19条第14号 ②特定個人情報保護委員会規則(案) ③番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例 | (削除) | 事前 | - |
| 平成28年8月29日 | I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-①部署 | 国民健康保険課、債権回収課 | 国民健康保険課、債権管理課 | 事後 | - |
| 平成28年8月29日 | I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長 | 国民健康保険課長 田中一徳、債権回収課長 二川裕之 | 国民健康保険課長 難波 一郎、債権管理課長 二川 裕之 | 事後 | - |
| 平成29年5月24日 | I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先 | 加古川市 総務部 総務課 情報公開担当 079-427-9137(直通) | 加古川市 総務部 総務課 情報公開担当 079-427-9135(直通) | 事後 | - |
| 平成30年7月19日 | I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長 | 債権管理課長 二川 裕之 | 債権管理課長 神吉 雅利 | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長 | 国民健康保険課長 難波 一郎、債権管理課長 神吉 雅利 | (削除) | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名 | (新規) | 国民健康保険課長、債権管理課長 | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先 | 079-427-9135(直通) | 079-427-9132(直通) | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | (新規) | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | (新規) | 十分である | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | (新規) | 十分である | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | (新規) | 十分である | 事後 | - |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|---------------------|
| 令和1年6月19日 | IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | (新規) | 十分である | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | (新規) | 十分である | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | (新規) | 十分である | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | (新規) | 十分である | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | (新規) | 十分である | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | IVリスク対策-8. 監査-実施の有無 | (新規) | 自己点検、内部監査 | 事後 | - |
| 令和1年6月19日 | IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発 | (新規) | 十分に行っている | 事後 | - |
| 令和2年9月30日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無 | 実施しない | 実施する | 事後 | |
| 令和2年9月30日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | | 1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの。 (1)番号法 【情報提供の根拠】第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】第19条第7号 別表第2(80、82の項) (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】第43条 (3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの)第19条第8号 ①委員会規則・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた | 事後 | |
| 令和2年9月30日 | II しきい値判定項目. 1 対象人数及び2 取扱者数 | 平成28年1月28日時点 | 令和2年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年9月30日 | IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種 | 基礎項目評価書 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 事後 | |
| 令和3年9月14日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 | 〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 | 事後 | |
| 令和3年9月14日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 市民部 国民健康保険課 後期高齢医療係 079-427-9388 | 〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 健康医療部 国民健康保険課 後期高齢医療係 079-427-9388 | 事後 | |
| 令和3年9月14日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | (省略)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、第8号 | (省略)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、第9号 | 事後 | 令和3年9月1日施行の法改正によるもの |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|----------------------|
| 令和3年12月28日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | 1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの。 (1)番号法 【情報提供の根拠】第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】第19条第8号 別表第2(80、82の項) (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】第43条 (3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの)第19条第9号 ①委員会規則・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた | 1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの。 (1)番号法 【情報提供の根拠】第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】第19条第8号 別表第2(80、82の項) (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】第43条、第43条の2の2 (3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの)第19条第9号 ①委員会規則・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 | 事前 | 令和3年7月30日公布の法改正によるもの |
| 令和4年7月25日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 | (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 | 事後 | - |
| 令和7年1月10日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称 | 1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 宛名管理システム | 1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 宛名管理システム 5. 統合宛名システム 6. 中間サーバー | 事後 | |
| 令和7年1月10日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができることとされているもの (1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 59の項 (2)別表第1省令 ・第46条(第5項を除く) (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 12の項 ②番号利用条例施行規則 ・第28条 ※今後、上記の法令において改正が行われ | 1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができることとされているもの (1)番号法 ・第9条第1項 別表 85の項 (2)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 12の項 ②番号利用条例施行規則 ・第28条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和7年1月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | 1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの。 (1)番号法 【情報提供の根拠】第19条第8号 別表第2(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、88、93、97、106、109、120の項) 【情報照会の根拠】第19条第8号 別表第2(80、82の項) (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】第43条、第43条の2の2 (3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの)第19条第9号 ①委員会規則・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。 | 1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの。 (1)番号法 【情報提供の根拠】第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2.3.6.13.42.48.56.65.69.83.87.115.125.131.158.161.164.165.166.173の項) 【情報照会の根拠】第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(115項) 第19条第9号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。 | 事後 | |
| 令和7年1月10日 | IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | (新規) | 十分である | 事後 | |
| 令和7年1月10日 | IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠 | (新規) | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管。 | 事後 | |
| 令和7年1月10日 | IV リスク対策 - 11.最も優先度が高いと考えられる対策 | (新規) | 十分である 業務システムへのアクセスは認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。また、権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 | 事後 | |
| 令和7年1月10日 | I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。 1. 被保険者としての資格異動(年齢到達、転入、死亡、転出等)に該当する住民異動情報の管理 2. 資格が異動した被保険者の情報管理 3. 保険料及び医療費負担区分の異動に該当する被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理 4. 保険料異動情報の管理 5. 保険料期割額情報の作成及び管理 6. 特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信 7. 簡易申告、基準収入額申請、障害認定申請、送付先変更届等の受理および情報管理 8. 被保険者証の交付、納付書等の送付 9. 保険料の納付情報の管理 10. 保険料の還付情報の管理 11. その他各種給付関係申請書の受付及び応 | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。 1. 被保険者としての資格異動(年齢到達、転入、死亡、転出等)に該当する住民異動情報の管理 2. 資格が異動した被保険者の情報管理 3. 保険料及び医療費負担区分の異動に該当する被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理 4. 保険料異動情報の管理 5. 保険料期割額情報の作成及び管理 6. 特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信 7. 簡易申告、基準収入額申請、障害認定申請、送付先変更届等の受理および情報管理 8. 資格情報証明書類の交付、納付書等の送付 9. 保険料の納付情報の管理 10. 保険料の還付情報の管理 | 事後 | |